

子どもの登下校時の安全確保のため、やむを得ず、子どもに携帯電話を持たせたいと保護者が相談をしてきた場合の例示文書です。

1・2については、各学校で十分検討していただき、保護者説明時に使用できるように加除修正をしてください。

jw08shidou04(2026)

申請を希望される保護者の方へ

保護者の責任のもと、以下の取り扱いに関するルールを守る等、適切に使用することを守っていただきます。

1 登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルール

- (1) フィルタリングを必ず設定します。
- (2) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定します。
- (3) 登下校中、携帯電話は、かばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外では、携帯電話をかばんから出さず、手に取って操作しません。
- (4) 校内では、学校が指示する方法で携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、教員の許可があるとき以外は、決してかばんから出しません。

○(4)の波線についての例文

- ・「携帯電話の電源を切って、学校が指示する方法で担任（教員）に預けます。下校する際に、職員室に行き、返却してもらいます。」
- ・「登校したら職員室に行き、職員室にいる教員に携帯電話の電源を切って渡します。下校する際に、職員室に行き、返却してもらいます。」

※保管の方法については校内でご検討ください。

- (5) 災害などの緊急時以外で、保護者から児童生徒の携帯電話への連絡はしません。

2 登下校中や学校での携帯電話の管理について

- (1) 校内での携帯電話の保管は、自己責任とします。
- (2) 校内および登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負いません。

○(1)(2)について

<学校が預かる場合>

- ・(1)校内で、学校が携帯電話を預かる場合は、責任をもって預かります。
- ・(2)登下校中での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負いません。

※上記1(1)～(5)の事項について、お子さんが守ることができなかった場合は、学校で一時預かり、保護者の方に直接返却します。返却時に、保護者の方とお子さんとともに、上記1について改めて確認させていただきます。

なお、お子さんが取り扱いに関するルールを守ることを約束できない場合は、学校に携帯電話を持ち込むことはできません。あらかじめご了承ください。

担 当 ○○小(中)学校 ○○ ○○
電 話 0532-○○-○○○○

